

## 一般社団法人愛媛県社会福祉士会 旅費、日当、食費、講師料規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下「本会」という。）の旅費、日当、食費、講師料等（以下「活動経費」という。）の取り扱いについて、基本事項を定めることを目的とする。

### (対 象)

第 2 条 本会は次に定める活動を行なう際、旅費・日当・食費・講師料を支給する。

1. 理事会（参加者全員）
2. 定期総会（10名以下）
3. 臨時総会（10名以下）
4. 全国統一研修（20名以下）
5. 介護支援専門員受験対策講座研修（5名以下）
6. 社会福祉士国家試験受験対策（5名以下）
7. 社会福祉士国家試験統一模擬試験（5名以下）
8. 関前塾（5名以下）
9. 成年後見制度活用講座（5名以下）
10. 愛媛社会福祉士フォーラム（5名以下）
11. 各部会企画運営の各地域単位で行なうイベント（3名以下）
12. 日本社会福祉士会主催の伝達研修に支部より派遣した場合
13. その他、理事会にて承認されたもの

### (支給方法)

第 3 条 第 2 条の各項の活動経費の支給方法を定める

1. 第 2 条第 1 項から第 4 項の活動経費は事務局にて算出し支給する。
2. 第 2 条第 5 項から第 11 項の活動経費は企画運営部会が算出、支給し報告書を事務局に提出する。
3. 第 2 条第 12 項の活動経費は派遣されたものが、出張報告書を提出し、会長、事務局長の承認が得られた場合支給する。

### (旅 費)

第 4 条 旅費の支給対象となる場合、及びその支給金額の策定方法について定める。

1. 公共交通機関を利用して出張した場合はその旅費全てを支給する。
2. 自家用車を用いた場合、下記に定める方法にて金額を算定する。
  - 1) 自宅から目的地までの距離に対し一キロ辺り 30 円を支給し、片道を 2 倍し往復分として支給する。

- 2) 高速道路料金、有料の架橋、船舶等を利用した場合は別途その料金を支給する。
- 3) 片道 10 キロを超える距離の出張から支給対象となる。
- 4) 車 1 台につき 1 件と考え、旅費を支給する。(相乗りの場合が対象)

(日 当)

第 5 条 旅費の支給対象となる場合、及びその支給金額の策定方法について定める。

1. 日当はスタッフとして参加する時間によって 2 段階の金額を設ける。
  - 1) 5 時間以下・・・2 千円
  - 2) 5 時間以上・・・4 千円
2. 各イベントにスタッフ兼講師として参加し、講師料が支払われる場合、日当はその講師料をもって支払われたものとする。

(食 費)

第 6 条 食費の支給対象となる場合、及びその支給金額の策定方法について定める。

1. 常識的な食事時間が活動や出張と重なる場合、1 食につき 1,000 円支給する。
2. 愛媛県社会福祉士会を代表して出席した活動の懇親会費はその全額を食費として支給する。

(講師料)

第 7 条 本会会員が講師を勤めた時、及び外部講師を招いた時の講師料を定める。

1. 会員が愛媛県社会福祉士会、各部会主催のイベントに講師として参加する場合講師料を支給する。
  - 1) 30 分 ……3,000 円
  - 2) 1 時間 ……6,000 円
  - 3) 2 時間……12,000 円
  - 4) 3 時間……15,000 円
2. 県内から外部の講師を招く時は、講師料を支給する。
  - 1) 30 分 ……5,000 円
  - 2) 1 時間……10,000 円
  - 3) 2 時間……20,000 円
  - 4) 3 時間……30,000 円
3. 県外から外部の講師を招く時は、講師料を支給する。
  - 1) 30 分……10,000 円
  - 2) 1 時間……20,000 円
  - 3) 2 時間……40,000 円

4) 3時間・・・60,000円

4. 上記内容は一応の目安とし、活動の種類、特性を検討して理事会、担当部会にて決定する。

#### 付則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日の一般社団法人への移行に伴い一般社団法人愛媛県社会福祉士会規定とみなす。